時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第三千三十九號
明治廿四年六月三日　水曜日
舊曆辛卯四月廿七日（庚申）
日出午前四時二十七分　日入午後六時五十一分
月出午前二時八分　月入午後三時六分
滿潮午前一時四十六分　午後二時十九分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報の石版附錄　板垣伯の肖像

曩に讀者投票の結果に因り時事新報の石版附錄と爲す可き板垣伯の肖像は去月中旬寫し取りたる伯の寫眞を本とし之を美麗なる石版畫となし本月八日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價幷郵送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是れより各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず左れば時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の通信社通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ぜらるゝ方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生じたる場合も寡からず就て願ふは今後本社に記事論説を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

社會復古論（一昨日の續）

今是問題に入らんとするに先ち少しく陳套の嫌なきに非ざれども聊か參考として數言を述べんに抑も人間は苦痛を免るゝが爲めに勞働するものにして或は饑餓を避るゝの心より或は其主人の鞭撻を恐るゝの情よりして手足を勞するものあり即ち其恐るゝ所のものは天刑もしくは人刑の二に在りと云はざるを得ず蓋し勞働者たるものは事ふる所の主人なきを得ずして其主人には造化の主人あり同類の主人あり而して造化の主人の下に在るときは之を稱して自由の人間と云ひ同類の主人の下に在るときは其從屬の度に從ひ之に奴隸、從僕、下臣等の名を附するの常なり或は祖先より家產を遺傳し自から勞せずして衣食するものもあれ共斯る種族は社會中の少數にして計ふるに足らざるものなれば之を例外として多數の民生は其文不文に論なく又その自由と强迫とに論なく何れも自から其心身を勞して始めて今日の生活を爲すものなり而して其勞働の方法は二樣にして之を區別すれば一は任意協力にして一は强迫協力とも云ふべく或はヘンリー メーン氏の語を用ふれば之を契約、規則の二に分つも可なり即ち一は人々自から好んで勞に服し其成敗は自家の力量に存するものにて一は他の指定の場所に於て他の强制の規則に從ひ衣食住に至るまでも他の配分を得て勞働に服するものと知る可し扨任意協力の仕組は一般に文明社會に行はるゝ所のものにして手近き例を擧ぐれば彼の小作の法に於て小作人は地主より賃錢を得て其命令の下に働くものなれども去就は小作人の自由に存するが如く又少しく入組みたる例にすれば各製造所に於て株主の下に社長あり支配人あり又其下に技手職工あるが如きものにて此の場合に於ては穀物の收穫なり又物品の製造なり其仕事に關して使用者と勞働者との間に共同協力の明白なるものあるを見る可し而して共同協力は獨り是等の小區域內に止まらず一般の社會を通じ各種の事業の間に行はるゝものにして例へば一方に於て使用者及び勞働者は或る仕事に服して他念なき其間に一方に於て他の使用者と勞働者は他の業に從事して各自の生活を謀り兼て又他の必需品を供給するものなればなり斯くの如くにして任意協力の仕組は今の社會のあらゆる仕事に行はるゝものにして其間に强迫壓制の處行あらざるや明白なれども實際に於ては時として其間に不味の現象なきを得ず即ち勞働者の目して强迫手段と稱する所のものなれども扨その實際の事情は如何にと云ふに或は使用者の命令約束嚴に過ぎて勞働者は自から所得を犧牲に供するに非ざれば其命約に應ずること能はざると或は勞働者が衣食を得ること能はざるの困難に迫り止むを得ず低價の賃銀に就くが如き場合にして此場合に於ける雙方の關係を略言すれば「云々の業に就く可し然らざれば自から去りて其影響を蒙る可し」と云ふに在るが如し扨又强迫協力の例を述べんに各國に行はるゝ徵兵常備軍の制の如きは其適例として見る可きものあり兵士の職務たる平時に於ては練兵體操行軍番兵又戰時に於ては野營戰爭等日々の勤勞に忙しく而も其之れを行ふや上官の命令に從ふものにして毫も自身の進退を許す可らず而して上、將官より下、兵卒に至るまで上官の命とあれば只管之れに從順するを一般の法則として其命令に由るに非ざれば如何なる運動も爲すこと能はざるのみならず苟も其法則に違ふものは犯情の輕重に應じて禁足より銃殺に至るまで夫れ〳〵の處刑に服せざる可らず即ち兵士の職務たる一意上官の命に從順するに在りて之に違へば啻に罷免禁錮の苦痛に止まらずして之に次ぐに死を以てするものと云ふ可し然り而して尚は一歩を進むれば强迫協力の仕組は往古亂世時代の兵制に於て最適例を發見す可し蓋し亂世の時代に於ては實際に兵器を執て戰鬪に從事するものは單に兵士の一體のみならず一般の人氣悉く尚武の風を成し戰鬪を以て男子唯一の職業と心得、社會は渾然たる軍隊の組織にして奴隸從僕并に婦女子の如きは恰も輜重兵糧方の役を務めたるものなり左れば其輜重兵糧方たる劣等の種族も自から軍制の紀律に服せざるを得ずして戰鬪を事とする一體を擧ゆる所の有力者は其一體と共に劣等の種族（即ち戰に從事せざるもの）に君臨し純然たる强迫の仕組を行ひたるものなり內に向て既に斯くの如くなれば外に對しては更に甚しく戰爭して得たる俘虜は之を沒して奴隸と爲し其人民は從僕と爲し其國主は降して臣下と爲す等總て戰勝者に屈服さるゝの習にして斯る時代に於ては社會上の階級權力も必ず軍隊上の階級權力と同樣ならざるを得ず即ち社會の全體を擧て一首領の下に統率したるものと云ふ可し然るに時運の次第に進步するに隨ひ歐洲の全部中殊に英國に於ては斯る事情の下に成長したる强迫協力の仕組次第に其力を失ふて任意協力の仕組の次第に發達したる其順序を述べんに戰鬪を以て職業と爲すの風次第に止むに隨ひ社會の組織次第に面目を改めて殖產實業の生活、一般の風を成すの勢と爲り社會中に於て攻防の事を擔任する者の減少する其割合に從て生產分配の業に從事する者に多きを加へ其數の增すと共に其力を增し是種の人々は相集りて軍人社會の外に一の團體を成し專ら生產にのみ從事して任意協力の仕組の下に生活を爲すに及べり勿論その一種の社會と雖も當初の間は時の餘習として多少壓制强迫に類すること無きに非ざれども兎に角に生產分配の精神は賣手買手又は傭者被傭者なる雙方合意の間に行はれて其間には毫も壓制强迫の實を見ることなく其精神次第に全社會を風靡し兵役又は其他の賦役の如きも錢を以て代償するの風と爲りて强迫協力の仕組と共に階級上下の區別も益々衰へ遂に任意協力の仕組が最後の勝を占め如何なる仕事も如何なる物品も賣買を以て一般の法則とする事とは爲れり即ち今の殖產社會の現狀なり

（以下次號）

雜報

○特許局の獨立に就て　近來商工業の改良に學識經驗ある人々の注意次第に加はり發明者の地位も亦漸々高まり學士號の肩書ある人士にして特許を出願する者さへあるの氣運を馴致したれ共專賣特許の發明品と聞けば良好の品少なく從て之を用ふるも利益なしとて一口に擯斥し去る者世間なかく〳〵多けれ共是は畢竟發明と特許の意味を誤解し居るが爲めにして此批難は人の工風心の發達進步に少なからざる妨害を與ふる者と云ふべしそも何れの國を問はず特許法の行はるゝ處に在ては所謂發明品は悉皆非常の鴻益あるもののみに非ず唯其物件が從來の品に比して新規なると有益なるとの二元素を含有し居れば是れ即ち發明品と云はざる可らずと雖ども其の國民の發明思想の程度如何に依ては同じく發明品と云ひながらも甲乙兩國間に等差なしとせず然れども等差あるの故を以て一は發明にして他は發明にあらずとは判定すべからず是を判定する標準は唯新規と有益の二元素あるのみ又此の二元素に依て特許を得たる其品にして實際利益なしとて特許の名義全く恃むに足らざるが如くに云ふものあれど元來特許は新規、有益の二要素を備ふる事を證明する丈けにして其物品は何時にても製造すれば必ず巨利ある事迄を保證するものにあらず左れば其利益の有無は當事者の氣轉如何に在て存するのみ而して我發明保護の制は明治四年專賣略規則に初まり去る十八年に專賣特許條例を發布し二十一年更に之に改正を加へ今尚ほ之を施行しつゝあ

るものに
發明を
高林謙三
兩氏の
布の如
らず次に
實施した
は淺きも
用する形
我美術の
は益々以
ざるべか
一年十二
の發布以
のは三千
會に眞正
保護を
雖ども其
官制にて
るを常と
鬪とし他
らしむる
からずと
未だ世人
特許局の
務に世論
士の注意
組織に在
事態は
然出願者
は豫算規
に對する
ざるの結
箇年度の
十九年
二十年
廿一年
廿二年
右は二十
の件數增加
之を政波以
者に滿足を
る處なく
るといふ
○漁業法の
ありしが是
なく只古來
依るの有
中には河海
早晩之を發
ては先頃よ
ば隨分面倒
ど共酬に
官有に歸し
得て爲す事
從來の習慣
相變らず其
難く殊に明
面目を變へ